

平成28年(ワ)第380号放送法遵守義務確認等請求事件

原告 宮内正厳

被告 日本放送協会

申入書

2016年8月18日

奈良地方裁判所 民事部1C係 御中

原告訴訟代理人

弁護士 佐藤 真理

弁護士 白井 啓太郎

弁護士 安藤 昌司

弁護士 辰巳 創史

弁護士 星 雄介

弁護士 阪口 徳雄

1 申し入れの趣旨

頭書事件（以下、「本訴」という。）は、御庁に係属中の下記事件（以下、「別訴」という。）の関連事件であるため、両事件を併合審理するとともに、裁定合議事件として取り扱われるよう申し入れます。

記

係属部係	御庁民事部 4B 係
事件番号	平成 27 年（ワ）第 3 号 放送受信料請求事件
原告	日本放送協会
被告	宮内正厳
指定期日	追って指定

2 申し入れの理由

- (1) 本訴と別訴は、同じ当事者間の争いである。
- (2) 本訴のうち、確認の訴えの部分は、NHKが放送法4条に則った放送を行う義務があることの確認を求めるものである。

他方、別訴は、NHKが原告に対して、放送受信契約に基づいて放送受信料の支払いを求めるものであるところ、原告は、NHKが放送法4条に違反した放送を行っていることを理由に同時履行の抗弁を主張するなどして争っている。

両事件は、訴訟物こそ異なるが、その争いの本質は、NHKと原告の権利・義務関係（放送受信料の法的性質やNHKが受信契約者に対して放送法4条を遵守する義務を負うか否か等）を明確にするという点にあり、その点では本訴と別訴は共通の事柄が問題になっているから、自ずと攻撃防禦方法も共通することになる。

このように、本訴と別訴は、当事者及び攻撃防禦方法に共通性があることから、弁論を併合した上で統一的な審理を行った方が訴訟経済に資するし、判決相互の矛盾抵触を回避することにもつながる。

- (3) 別訴については、もともと事物管轄は、簡易裁判所にあったが、平成27年12月11日付け決定によって奈良簡易裁判所から御庁へ移送された。

同決定が「本件基本事件の解決のためには、本件放送受信契約締結の事実面について、書証、証人尋問及び本人尋問により明らかにしていくにとどまらず、基本法たる放送法に関する原告と被告の法的権利・義務、法的地位等の法律解

積と確定が必要になってくると思われる」と判示しているように、別訴は、訴額が4万余円と少額ではあるものの、原告・被告間の放送受信契約の時期及び内容、並びに別訴被告が放送受信料の支払を中止するに至る経緯などの事実面に争いがあるだけでなく、放送受信契約及び放送受信料の法的性格並びにNHKの放送法遵守義務と別訴被告の受信契約者としての義務とがいかなる関係にあるのか等、法律上の重要な論点が多数含まれる複雑な事案である。

よって、別訴及び本訴の帰趨は、当事者のみならず、他の受信契約者や受信設備設置者に対しても影響を及ぼす可能性があるなど、その社会的影響力が極めて大きく、その影響力の大きさから多くの傍聴人が口頭弁論期日に駆けつけるなど社会的注目度も高い事案である。

このような事案については、慎重かつ的確な審理が望まれるというべきであるから、裁判機関の構成については、単独制による迅速な裁判を企図するよりも、合議制により、構成裁判官それぞれの知識・経験を活かして慎重な審理を行い、適切な結論が導かれるように配慮すべきである。

以上のおりであるから、本件については、裁定合議事件として取り扱われるのが相当である。

- 3 御庁におかれては、速やかに訴訟指揮権を発動し、両事件の弁論を併合したうえで、裁定合議事件として取り扱われるよう求める。

以上